



新しずおかエコオフィス実践プラン

(静岡県庁地球温暖化対策実行計画)

平成27年3月

静岡県

目 次

第1章 実行計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の対象となる温室効果ガス	4

第2章 計画の目標

1	これまでの取組み	5
2	温室効果ガス排出量の削減目標	6
3	その他の目標	8

第3章 取組の内容

1	取組方針	9
2	取組の体系	9
3	具体的な取組内容	10
4	職員の率先行動の実践項目	13

第4章 プランの推進

1	推進体制の整備	16
2	プランの推進方法及び公表	17

参考資料

1	基準年度における温室効果ガス排出状況	19
2	しずおかエコオフィス実践プラン	21
3	県有施設への新エネルギー等の導入実績	21
4	ゼロエネルギービル	23
5	電力の調達に係る環境配慮方針	23
6	グリーン購入の促進	25
7	ごみ削減作戦	25
8	省エネ法の概要	26
9	静岡県地球温暖化防止条例の概要	27
10	静岡県地球温暖化対策推進本部	29

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 東日本大震災後のエネルギー政策と地球温暖化対策

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を発端に、国のエネルギー政策の抜本的な見直しが進められています。2011（平成23）年10月、国家戦略会議にエネルギー・環境会議が設置され、2012（平成24）年9月には、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」等を柱とする「革新的エネルギー・環境戦略」が決定されました。

その後、2013（平成25）年の第183回通常国会で「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案が成立したことを受け、今後、京都議定書目標達成計画に代わる新たな「地球温暖化対策計画」を策定することになります。

2013（平成25）年3月、国の地球温暖化対策推進本部は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する地球温暖化対策実行計画が策定されるまでの間、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することなどを決定しました。また、2020（平成32）年以降の温室効果ガス削減目標については、各国の動向や将来枠組みの内容、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討状況等を踏まえて、検討を進めることになりました。

2013（平成25）年11月、国は、2020（平成32）年の我が国の新たな温室効果ガス削減目標として、これまでの1990（平成2）年比で25%削減する目標を撤回し、2005（平成17）年度比で3.8%削減することを決め、この目標値を国連気候変動枠組条約事務局に登録しました。

また、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、2014（平成26）年4月に新たな「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。エネルギーミックスについては、今後示されることになります。

(2) 静岡県での取組

本県では、1996（平成8）年3月に「ふじのくにアジェンダ21」を策定し、県内の地球温暖化対策を総合的に推進していましたが、1997（平成9）年度の京都議定書の採択や、1999（平成11）年度の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を踏まえ、2003（平成14）年3月に「新ふじのくにアジェンダ21」として改定しました。

また、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るため、2002（平成13）年2月「地球にやさしい新世紀行動計画」を策定し、計画の積極的な推進に努めてまいりました。

2006（平成18）年に、政府の京都議定書目標達成計画を踏まえ、「新ふじのくにアジェンダ21」を見直し、「ストップ温暖化しずおか行動計画」を策定しました。これに併せて県庁の地球温暖化対策実行計画事務事業編である「静岡県庁地球温暖化防止率先行動計画」を策定し、県自らの率先した地球温暖化対策に取り組みました。

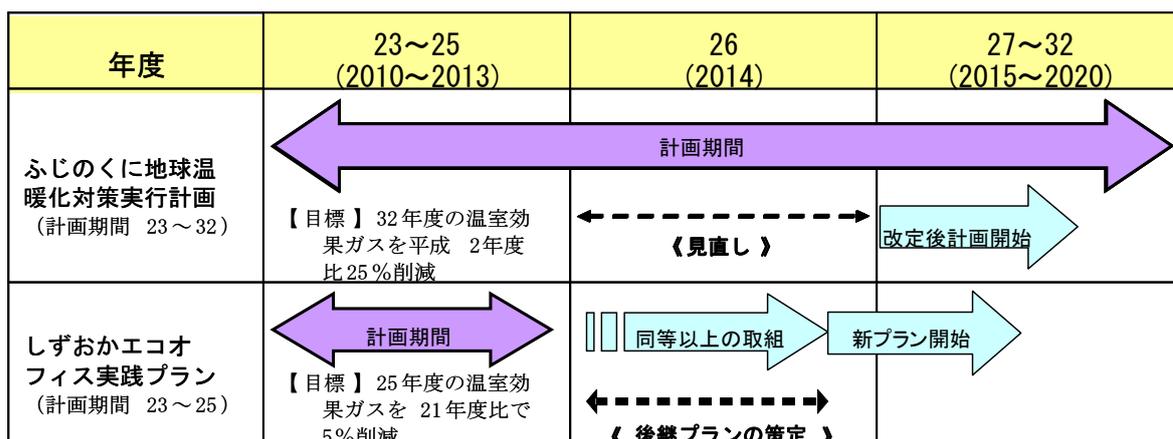
この取組により、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2010

(平成 22) 年度までに 1990 (平成 2) 年度比で 11.8%の削減を達成しております。(目標は 6%削減)

2009 (平成 21) 年 1 月、京都議定書の第 1 約束期間のスタートを契機として、県内における地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部を設置しました。この推進本部は、①県内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の推進及び調整を行う「温室効果ガス排出抑制部会」、②県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置を施す「県庁率先行動推進部会」を設け、それぞれにおいて具体的な検討を行う組織としました。その後、2011 (平成 23) 年に発生した東日本大震災により原子力発電所が停止し、東京電力管内で計画停電が実施されたという事態を踏まえ、電力需給のひっ迫の可能性を事前に防止するための節電対策を推進する「節電対策部会」を設置しております。

2011 (平成 23) 年 3 月に、地球温暖化対策実行計画の区域施策編、事務事業編が計画期間を終了したため、推進本部温室効果ガス排出抑制部会を通じて「ふじのくに地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」、推進本部県庁率先行動推進部会を通じて「しずおかエコオフィス実践プラン (事務事業編)」を策定し、温室効果ガスの更なる排出削減のために必要な施策を講じてきました。

このたび、「しずおかエコオフィス実践プラン」の計画期間が 2013 (平成 25) 年度に終了しましたので、後継プランを策定することとなりました。



2 計画の目的と位置付け

(1) 計画の位置付け

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律における位置付け

本プランは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画）」として策定しています。

また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地域の温暖化対策を定める「区域施策編（※）」と自らの温暖化対策を定める「事務事業編」に区分され、本プランは「事務事業編」に相当します。

※ ふじのくに地球温暖化対策実行計画

イ 静岡県地球温暖化防止条例における位置付け

本プランは、静岡県地球温暖化防止条例第 3 条において規定する「県の責務として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を計画的に推進するための方針」として位置付けています。

ウ 本県の諸計画における位置付け

本プランは、「静岡県総合計画」や環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の目標を達成するため、地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進に関する方針を示すものとして位置付けています。

(2) 計画の目的

自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図り、地域の温暖化対策を定める「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するために必要な取組を推進します。

また、目標達成のために県が率先して地球温暖化防止に取り組むことにより、県民、事業者、市町等の主体的な取組を促進します。

※改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画では、県内の温室効果ガスを平成 32 年度までに平成 17 年度比 20%削減することとしており、このうち森林吸収量で約 2%削減を見込んでいます。

<参考>改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画

計画期間 2011（平成 23）年度～2020（平成 32）年度の 10 年間

削減目標 2020（平成 32）年度の排出量を 2005（平成 17）年度比で 20%削減（森林吸収量含む）

(2012（平成 24）年度比で 11%削減)

長期目標	2050（平成 62）年度の排出量を 80%削減
短期目標	2017（平成 29）年度の排出量を 17%削減

改定年月 2015（平成 27）年 3 月

改定趣旨 東日本大震災後の我が国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況の変化、更には新たに示された地球温暖化の知見を踏まえ、より実効性の高い施策を展開していく。

3 計画の期間

計画の終了を「静岡県総合計画後期アクションプラン」に合わせ、2014（平成26）年度から2017（平成29）年度までの4年間を計画期間とします。

4 計画の対象範囲

知事部局、企業局、がんセンター局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会（県立の学校施設を含む）、静岡県警察（警察本部、各警察署等）が行う事務事業を対象とします。

また、上記が所管する指定管理者制度導入施設についても対象とします。（以降、本プランの対象範囲を「県」と表記します。）

ア 対象範囲の考え方

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）により、県が直接管理している施設に加え、指定管理者制度導入施設についても対象とします。

イ 本プランの対象範囲外の実施

県が行う公共工事や県主催イベントに伴う温室効果ガス排出量は範囲から除きますが、実施にあたっては環境に配慮した業務執行に努めることとします。

また、県に係わる公社及び外郭団体等にも、本プランに沿って温室効果ガスの排出削減に取り組むよう要請します。

5 計画の対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法で規定する、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、パーフルオロカーボンの6種類を対象とします。

なお、2013（平成25）年5月の改正で地球温暖化対策推進法に追加された三フッ化窒素については、今後把握していくものとします。

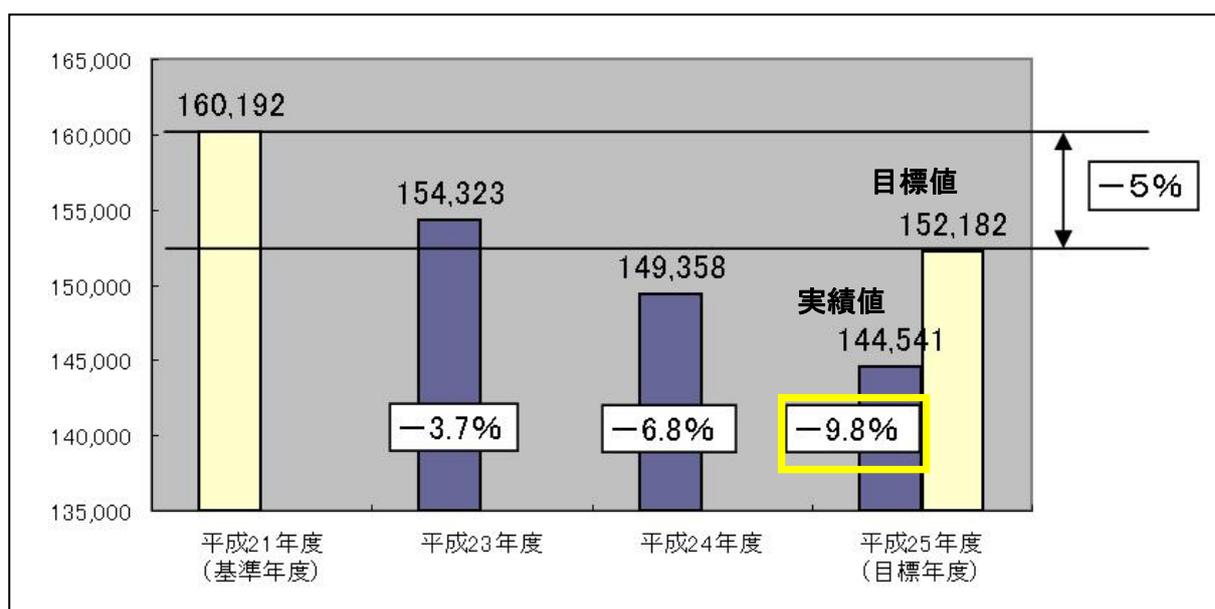
第2章 計画の目標

1 これまでの取組

前プラン（しずおかエコオフィス実践プラン）は、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度までに2009（平成21）年度比で5%削減することを目標としてきました。

部局別行動指針等により職員一人ひとりの環境配慮に対する意識改革、率先行動の継続と徹底を推進した結果、2013（平成25）年度には2009（平成21）年度比9.8%の削減を達成しました。

これは、職員の省エネ行動等による成果や、県有施設における省エネルギーの積極的な推進が要因であることが考えられます。



●温室効果ガス排出量（年度推移）単位：t-CO₂

電力の排出係数

前プランは、県の事務事業に伴い排出される、温室効果ガス排出量を算出する際の電力の排出係数を、2000（平成12）年度の全国平均（0.378kg-CO₂/kWh）を固定値として使用していました。その理由は、各年度の実排出係数を用いた場合、その増減が温室効果ガス排出量に大きな影響を与え、県の取組効果が分かりにくくなるためです。

しかし、東日本大震災後、原子力発電所が停止し排出係数は大幅に悪化したことを受け、原子力発電所の稼働を前提とした現在の排出係数を固定値として用いるのでは、現状の温室効果ガス排出量との乖離が大きくなることから、今後は、各年度の実排出係数を用いることにします。

※実排出係数

経済産業大臣及び環境大臣が公表する各電気事業者の毎年度の実排出係数

2 温室効果ガス排出量の削減目標

2017（平成 29）年度までに温室効果ガス排出量を基準年度（2013（平成 25）年度）比で 5%削減します。

また、エネルギー使用量（原油換算）について併記し、省エネや節電の実績値にて取組を評価できるようにします。

（1）削減目標の考え方

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス排出削減目標では、2020（平成 32）年度までに 2005（平成 17）年度比 20%削減することを目標としております。目標達成のためには、日々の暮らしや経済活動に支障を来たすことなく低炭素化を図ることが重要なことから、県民、事業者、行政等の各主体が一丸となって取組を推進する必要があります。

県としても、これを実現するため率先して自らの温室効果ガス排出量の削減に努めなければなりません。

本プランでは目標の設定に当たり、県民や事業者等に地球温暖化対策への率先的取組を示すために、県総合計画後期アクションプランの目標年度である 2017（平成 29）年度までに削減すべき量を推計しました。

（2）基準年度

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画では、2005（平成 17）年度を基準年度としていますが、県の事務事業が 2005（平成 17）年度当時と変わっていることから、本プランでは直近の実績が把握できる 2012（平成 25）年度を基準年度とします。

（3）算定の方法

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス排出削減目標では、2020（平成 32）年度までに 2005（平成 17）年度比 20%削減することを目標としております。その中で、県の事務事業にあたる民生業務部門の目標が、10.9%削減することとしておりますので、本プランでは、この目標に合わせ、2020（平成 32）年度までに、2005（平成 17）年度比で 10.9%削減を目指すこととします。

（4）削減目標の設定

ア 県庁の温室効果ガス排出量の推計

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画の基準年度である 2005（平成 17）年度は、本プランで対象範囲になっている指定管理者導入施設等は対象外であったため、実績値が把握できません。

そこで、指定管理者導入施設等の実績値が把握できる 2009（平成 21）年度の排出量を 2005（平成 17）年度排出量実績に加え、本プラン対象範囲の 2005（平成 17）年度排出量と見なし、これをベースに 10.9%削減を達成する 2020（平成 32）年度の排出量を推計します。

イ 本プランで達成すべき温室効果ガス排出量の試算

2005（平成 17）年度から 2020（平成 32）年度までの排出量の推移をもとに、本プランの計画終期である 2017（平成 29）年度時点での排出量を推計します。（2012（平成 24）年度の電力実排出係数を使用して推計）

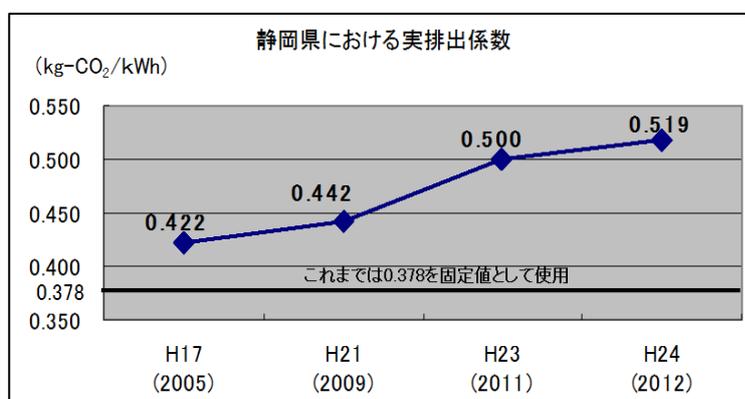
ウ 2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度までの削減目標率の設定

推計した 2017（平成 29）年度排出量までの削減を達成するためには、2013（平成 25）年度排出量実績からは 4.8%削減が必要であり、これに更なる取組推進分を加味し、5%削減を本プランの目標としました。

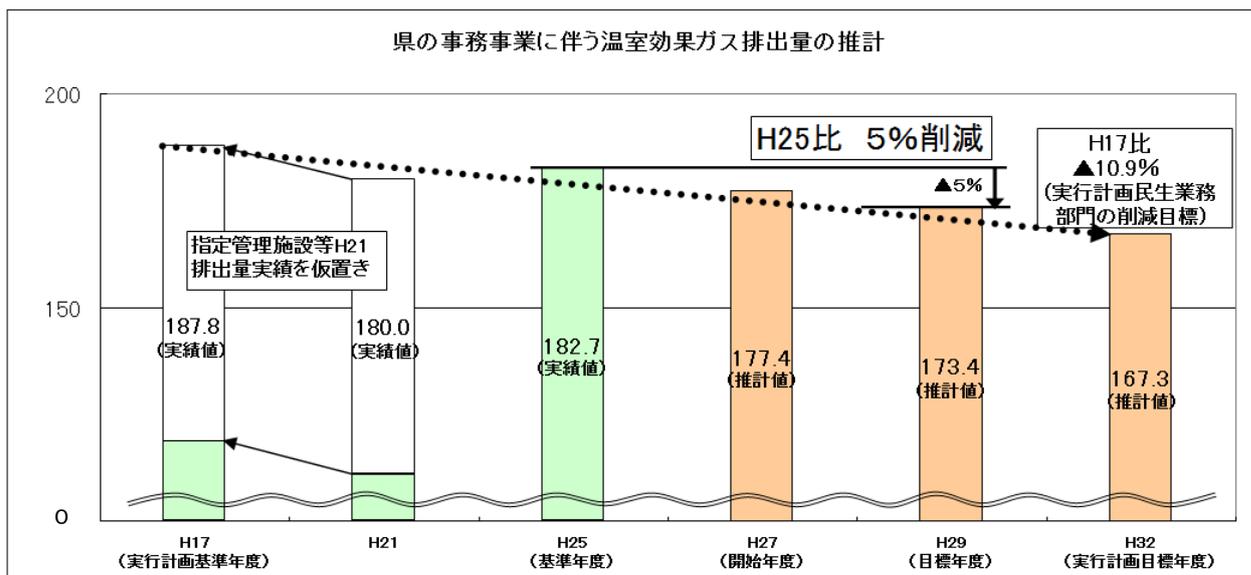
※電力排出係数

現時点における最新の電力実排出係数（0.519kg-CO₂/kWh（2012（平成 24）年度））を用いて、基準年度である 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量実績を算定しました。

（参考）静岡県における電力実排出係数の推移



（参考）目標達成のための推計

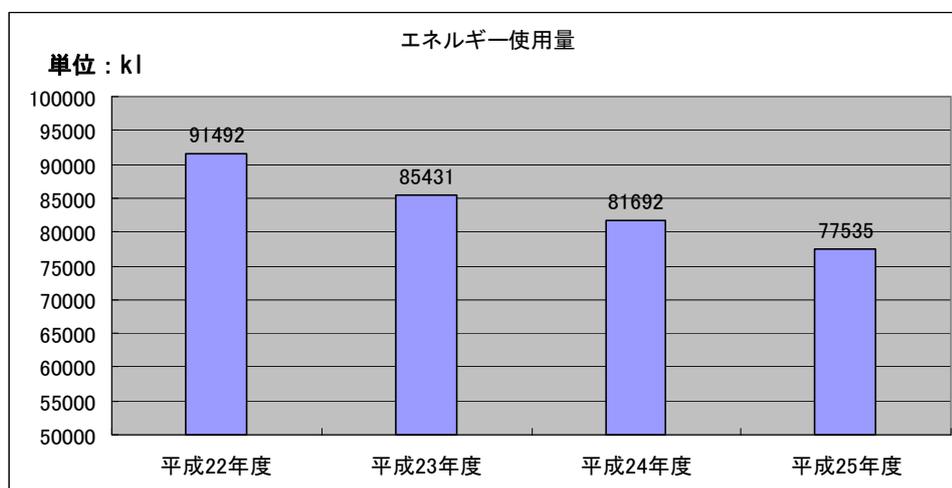


エ エネルギー使用量

電気由来の二酸化炭素排出量は、電力の排出係数に非常に左右されるため、今後各年度の実排出係数を用いると、各部門での取組努力が分かりにくい状況になることが予想されます。特に県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量のうち、電気由来による排出割合は 76.8% (2013 (平成 25) 年度) になっていることから、電力の実排出係数が及ぼす影響は非常に大きくなります。そのため、各年度の温室効果ガス排出量公表時には、「エネルギー使用の合理化に関する法律 (省エネ法) で定める、エネルギー使用状況等の報告」に基づいて毎年国に提出している、エネルギー使用量 (原油換算) を併記し、省エネや節電などの率先した取組を評価できるようにします。

(但し、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、エネルギー使用量に換算できないことから、また、公用車・船舶については国への報告義務がないことから、併記するエネルギー使用量から除外します。)

(参考) 「省エネ法で定める、エネルギー使用状況等の報告」の推移



知事部局、がんセンター局、教育委員会及び警察本部が国に提出しているデータを集計。エネルギー使用量が正確に把握できる平成 22 年度分より記載。県の事務事業におけるエネルギー使用量は、大幅に削減されています。

・2013(平成 25)年度エネルギー使用量 77,535k1 (平成 22 年度比▲15.2%)

3 その他の目標

(1) 焼却廃棄物排出量の削減

「焼却廃棄物排出量」については、県庁率先行動推進部会内に設置されているごみ削減ワーキンググループにおいて県庁のごみ削減の推進のための検討を行っており、率先した取組を実施継続していきます。

取組内容

- ①県庁におけるごみ分別の周知徹底
- ②職員一人ひとりのごみ削減に向けた意識の向上

(2) 水・紙の使用量の削減

環境に配慮した率先行動として、水・紙の使用量削減に努めます。

第3章 取組の内容

1 取組方針

県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量は、第2章で示したとおり、各種取組により順調に削減が進みましたが、これまでの取組を継続するのみでは、2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から更に5%削減する本プランの目標を達成することは困難です。

目標達成のためには、職員一人ひとりの環境配慮に対する意識を変革するとともに、県有施設の省エネルギーの推進や新エネルギー等の導入を図るなど、環境負荷が少ないビジネススタイルへの変革が必要です。

このため、本プランでは次の方針に基づき取組を推進します。

ア 職員の率先行動の継続と徹底

部局別重点取組目標等により職員一人ひとりの環境配慮に対する意識を変革し、率先行動の継続と徹底を図ります。

イ 県有施設の省エネルギー化の積極的な推進

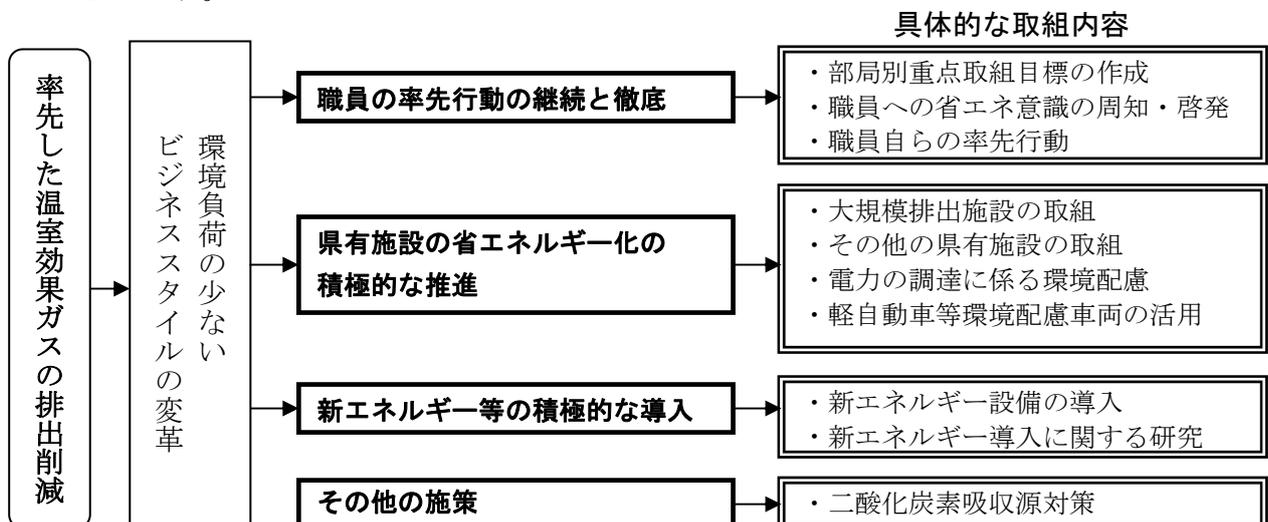
- ・ 県有施設ごとに行動目標を設定し、部局でまとめて事務局に提出します。
- ・ 省エネ診断等により県有施設の管理運営の改善を図るとともに、施設の改修時期に合わせ高効率機器を導入するなど、県有施設の一層の省エネルギー化を推進します。
- ・ 「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、全ての県有施設の電力入札に関しては、二酸化炭素排出係数等を考慮した事業者選定を実施します。

ウ 新エネルギー等の積極的な導入

環境産業の活性化や雇用の創出にも貢献する新エネルギー等を、県有施設へ積極的に導入します。

2 取組の体系

温室効果ガス排出量削減を率先して推進するために、施策体系を以下のとおりとします。



3 具体的な取組内容

○ 部局別重点取組目標の作成

部局別重点取組目標（以下「重点取組目標」という。）を作成し、職員の率先行動の着実な実践を図ります。所管する指定管理者制度導入施設等についても、重点取組目標の周知を徹底し、取組について指導を行います。

ア 重点取組目標の作成

各部局は本プランの着実な実施を図るため、各部局が所管する県有施設ごとに行動目標を設定し、部局独自の具体策を設定した重点取組目標を作成します。

イ 取組状況の把握・進捗管理

各部局は、各課長等に、重点取組目標で定めた内容について、職員の実施状況を把握させ、一層の取組を推進します。

(1) 職員の率先行動の継続と徹底

ア 施策

重点取組目標に基づき取組の着実な実践と、職員へ省エネ意識の周知・啓発を集中的に実施する強化月間の設定などにより、職員が一丸となって省エネルギーや環境に配慮した行動の継続、徹底を推進します。

また、職員が取り組むべき行動を率先行動の実践項目（P13 参照）として示し、行動の目安とします。

イ 職員への省エネ意識の周知・啓発

(ア) 省エネ取組強化月間を活用した啓発

エネルギーを多く使用する夏季・冬季に取組強化月間を設定するとともに省エネルギー行動の啓発を実施し、環境に配慮した率先行動の実践について、SDO掲示板等を活用し多面的に働きかけを行います。

(イ) 情報提供の充実

省エネや廃棄物削減の取組に有効な実施事例や、県有施設ごとの温室効果ガスの排出状況等、職員の率先行動の実践に資する情報を、環境局担当課から各部局や職員へ積極的に提供します。

(2) 県有施設の省エネルギー化の積極的な推進

ア 施策

大規模排出施設においては、温室効果ガス排出削減計画書により主体的な取組を実施し、その他の施設においては、施設管理者の省エネに関する知識や技術の向上、省エネ機器の導入等、県有施設の管理運営改善や環境負荷の低減に最大限配慮した施設改修を計画的に進めることにより、県有施設の一層の省エネルギー化を推進します。

(ア) 大規模排出施設の取組

大規模排出施設については、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書を作成し、計画的に温室効果ガス排出量の削減を推進します。

大規模排出施設

省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等に指定されている県有施設

- ・ 県庁本庁舎
- ・ 静岡コンベンションアーツセンター（グランシップ）
- ・ 静岡県狩野川流域下水道 狩野川西部浄化センター
- ・ 静岡県西遠流域下水道 西遠浄化センター
- ・ 県立静岡がんセンター
- ・ 企業局寺谷浄水場
- ・ 企業局富士川浄水場
- ・ 企業局中島浄水場
- ・ 企業局駿豆水道五本松ポンプ場
- ・ 企業局柿田川工業用水道堂庭取水ポンプ場
- ・ 企業局東駿河湾工業用水道取水ポンプ場

(イ) その他の県有施設の取組

取 組	内 容
省エネ診断の実施と活用	県有施設の省エネ診断を実施するとともに、診断結果による対策を確実に実施するための支援を行います。
省エネルギー対策の促進	県有施設の新築時におけるゼロエネルギービル化推進に向けての整備手法を、モデル建築物（2015（平成27）年4月開校予定の掛川特別支援学校）での実証を元に探り、エネルギー消費量の削減を目指します。
省エネルギー設備機器の普及促進	県有施設の新築や増改築、老朽化による機器更新時に、省エネルギー機器の積極的な採用を促進します。また、LED等次世代設備の普及を図ります。
ファシリティマネジメントの実施	県有施設の総量の最適化、維持管理経費の最適化等、経営的視点で施設管理の最適化を目指し、省エネルギー化の推進を図ります。
軽自動車等環境配慮車両の導入	公用車更新時には、軽自動車等の排気量が少ない車種を優先的に導入します。
電気自動車の活用	走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車を、公用車として引き続き活用します。
省エネセミナーの実施	県有施設管理者を対象として、省エネ技術に関するセミナーを開催し、共通のノウハウの伝達による省エネ対策の推進を図ります。
電力の調達に係る環境配慮の推進	県有施設の電力調達において、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した事業者選定を実施します。
庁内省エネ相談窓口の設置	県有施設における省エネ推進の相談窓口をくらし・環境部環境局環境政策課に設置し、省エネ対策を支援します。

(3) 新エネルギー等の積極的な導入

ア 施策

新エネルギー等の導入を促進することは、地球温暖化対策や分散型エネルギーシステムの構築に資するほか、エネルギー関連産業の創出に貢献することから、県有施設における新エネルギー設備の導入を積極的に推進します。

(ア) 太陽光発電施設等新エネルギー設備の導入

県有施設の新設、改修等に際し、新エネルギー設備の積極的な導入を推進します。また、県有施設の貸出しによる太陽光発電の事業機会の提供を行います。さらに、地下水熱や小水力等の県有施設での活用を推進します。

※県有施設へのこれまでの導入実績は巻末参考資料へ掲載

(4) その他の施策

ア 二酸化炭素吸収源対策

森林は、樹木が成長する際に大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能があり、温室効果ガスの削減に貢献しています。

こうした機能を十分に発揮できるよう、森林の適正な整備・保全に取り組みます。

(ア) 県営林の整備・保全

二酸化炭素吸収源の対象とする整備された森林の確保のため、「特定間伐等促進基本方針（2013（平成25）年度～2020（平成32）年度）」に基づく県営林の森林整備を計画的に実施します。

(イ) 県産材の利用促進

「ふじのくに公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、公共建築物や公共土木工事等を対象に県産材の利用拡大を図ります。

また、間伐材や製材工場から排出される樹皮などの再利用・再資源化を促進します。

(ウ) 県営公園等の緑化推進

県営公園や県における街路整備等での緑化を推進します。

(エ) 「森の力」の回復

公益性が高く、森林所有者による手入れが困難な荒廃した森林に対し、「森林(もり)づくり県民税」を財源として、「森の力再生事業」により森林整備を行い、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養等の「森の力」の回復を図ります。

4 職員の率先行動の実践項目

(1) 温室効果ガス排出削減のための取組

○職員が率先して取り組むべき行動

区分	取組内容
電気使用量の削減	始業前、昼休み、時間外は必要な部分のみを点灯し、それ以外は原則消灯する。
	共用部分は支障ない範囲で消灯し、トイレ、会議室等は未使用時消灯する。
	電気製品（パソコン、テレビ等）の未使用時は主電源を切る。
	パソコン、コピー機等は省エネモードに設定する。
	支障ないプラグは、できる限りコンセントから抜く。
	エレベーターの使用を極力控え、階段を積極的に利用する。
	定時退庁日、ワークライフバランス推進デーは、業務に支障がない限り定時退庁する。
冷暖房の使用	冷暖房の使用前、出入口や窓の開閉等により自然通風を利用する。
	設定温度を徹底（冷房：28℃、暖房：19℃）し、個別運転の冷暖房機は消し忘れに注意する。
	ブラインドやカーテン等の活用や、吸込口・吹出口に物を置かない等、冷暖房効果の向上と維持を心がける。
	クールビズ、ウォームビズを積極的に実践する。
	空調機器のこまめな清掃を実施する。
公用車	出張等の際は、公共交通機関の利用や相乗りを実践し、近距離の移動は、徒歩か自転車を利用する。
	公用車使用の場合は、低公害車、低燃費車又は軽自動車を積極的に使用する。
	急発進、急加速の回避、アイドリングストップの徹底、タイヤの空気圧の確認、不要な荷物を載せないなど、エコドライブに努める。

○組織・施設で取り組むべき行動

区分	取組内容
電気使用量削減	【再掲】始業前、昼休み、時間外は必要な部分のみを点灯し、それ以外は原則消灯する。
	共用部の消灯、必要最小限の点灯、来庁者への配慮
	照明器具の取替は、LED等の省エネタイプの採用や、人感センサーの導入を検討する。
	夜間・休日等、支障ない範囲でエレベーターを休止する。
	定時退庁日の積極的な呼び掛けを行う。
冷暖房の使用	【再掲】設定温度を徹底（冷房：28℃、暖房：19℃）し、個別運転の冷暖房機は消し忘れに注意する。
	冷暖房機器始動時の換気（外気取り入れ）は止める。（冷暖房時の消費エネルギー大）
	【再掲】空調機器のこまめな清掃を実施する。
	建物の屋上・壁面の緑化を推進する。
	【再掲】クールビズ・ウォームビズを積極的に推進する。
	設備機器更新時には、より省エネのものを選択する。
	非常用発電機等に使用する燃料の備蓄量、交換時期を適正に管理する。
公用車	公用車更新時には、軽自動車などの排気量が少ない車を優先的に導入する。
	エコドライブを積極的に推進する。（使用者に対する啓発や、定期的な車両の点検・整備を確実に実施する）

○試験研究で取り組むべき行動

試験研究	施肥方法等栽培技術を改善し化学肥料削減を推進する。（一酸化二窒素削減対策）
------	---------------------------------------

(2) 焼却廃棄物排出量及び水・紙使用量の削減のための取組

区分	取組内容
廃棄物排出量	『ごみ削減作戦』の水平展開 平成 17 年度から本格的に本庁舎で実施している『ごみ削減作戦』を出先機関も含めた全所属で実施する。実施に際しては、担当課職員で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」等での検討を重ね、順次実施に移すものとする。
	リデュース・リユース マイカップ、マイボトル等を使用し、ごみを出さないようにする。 使用していない文具類は、回収して再使用する。(机の引き出しの中に眠らせておかない)
	リサイクル 分別排出・回収を徹底し、再資源化を推進する。(特に紙類の分別徹底を図る)
水使用量	節水 蛇口には節水コマや自動水栓等の導入を推進する。 トイレには節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。 配管等の水漏れ点検を実施する。 手洗い等のとき、水を流したままにしない。
	雨水利用 屋外散水等の雑用水として雨水を活用できるよう、雨水貯留タンク等の設置を推進する。
紙使用量	コピー印刷 文書の共有化・電子化によるペーパーレス化を推進する。 コピー前、後は必ずリセットし、ミスコピーを防止する。 印刷は必要最小限に、部数は必要部数とする。 両面コピー、両面印刷を徹底する。 スキャナを利用してデジタル化後、SDOメール、電子掲示板で職員等に配布、供覧する。 集約機能や文書蓄積機能などコピー機の機能をフル活用する。
	徹底的使用 内部資料の作成は出来るだけうら紙(裏面が印刷可能な使用済み用紙)を使用する。 ファックス送信票は省略を原則とする。やむを得ず使用する場合は「送信票用紙」に鉛筆書きし、再使用する。 古封筒は繰り返し利用する。

(3) その他の取組

区分	取組内容
環境に配慮した契約	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県有施設において「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、電力排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した電力調達を行う。 業務に関する諸契約における環境配慮契約の導入に関して、導入に関する課題点を整理し導入を検討する。
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」及び「環境物品等調達方針及び調達目標(以下「調達方針」という。)」により、優先的にグリーン製品等を購入する。 物品納入業者等には、物品の簡易包装など環境への配慮を要請する。
設計・施工・管理	<ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくにエコロジー建築設計指針」や「環境にやさしい公共建築物ガイドブック」に沿って、周辺環境、省エネルギー・省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の抑制など環境に配慮した設計・施工を実践する。 「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」に基づき、公共事業での県産材利用や間伐材の使用を進める。 排出ガス対策型など環境に配慮した建設機械等の使用に努める。 雨水浸透工法など地下水保全に努める。 水質汚濁物質などの処理施設の適正管理に努める。

区分	取組内容
建設副産物リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物等について、発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 ・ 「静岡県における建設リサイクル推進計画」により、建設副産物の減量化・リサイクル等を推進する。 ・ 「静岡県リサイクル認定製品」の利用促進を図る。
試験研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜排泄物からのメタンガスの燃料等への利用研究を推進する。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の募集や協定書内容に省エネ、温室効果ガス排出量削減への配慮を行うことを明記する。
委託事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理等の委託先に、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化や再利用、グリーン製品の使用など環境への配慮を徹底する。 ・ 庁内食堂業者に、調理くず、食べ残し等の発生抑制の工夫、脱水・生ゴミ処理等による減量化、堆肥化などを指導する。 ・ 売店業者に、不要な包装を控えるよう徹底する。 ・ 自動販売機設置業者に、省エネルギー型自動販売機への転換を徹底する。 ・ 外郭団体に対し、当該団体の事務事業に関する温室効果ガス排出削減のための行動を要請する。 ・ 来庁者に、公共交通機関や自転車等の利用を呼びかける。 ・ 来庁者に、県庁の省エネルギー・省資源への取組について理解を得るよう努める。
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー・省資源に配慮してイベントを運営する。 ・ 再利用可能な容器やシステムパネル等を積極的に利用する。 ・ 分別用ごみ箱、割り箸回収ボックスの設置などにより、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ・ 送迎バスにはアイドリングストップバスなどを採用する。 ・ 来場者に、公共交通機関や自転車、徒歩での来場を呼び掛けるとともに、駐輪場を確保する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努める。 ・ マイボトル、マイバッグ等のマイグッズ利用、リサイクル製品の選択、再使用できる容器に入った商品の選択など、環境にやさしい買い物に努める。

第4章 プランの推進

1 推進体制の整備

(1) 推進体制（組織）

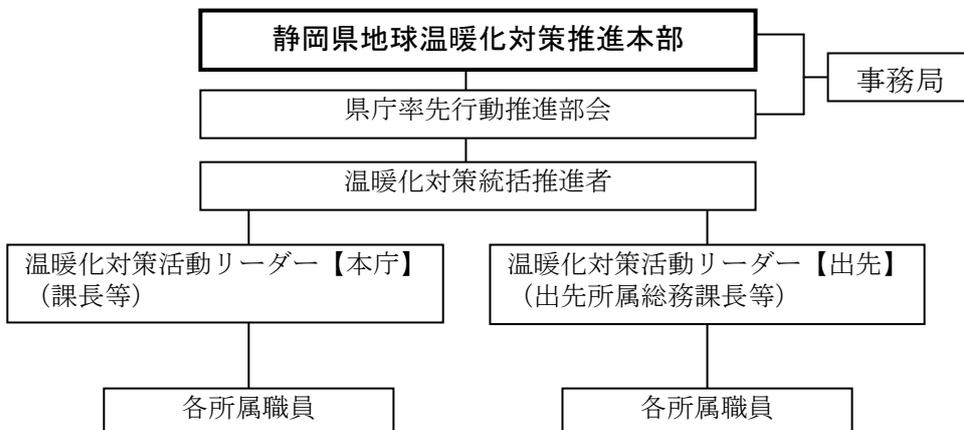
下表の体制によりプランを推進します。

区 分		構成員等	役 割
管理組織	静岡県地球温暖化対策推進本部	本部長 本部長 本部長 各部局部長・部長 代理・局長・次長・ 総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 進捗管理 実績評価 県の温暖化対策実行計画に関する決定
	静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会	部会長 部会長 環境局長 各部局総務課長・ 総務監	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定・見直し 是正措置の検討 実施状況等の把握 省エネ推進方針の決定

区 分		構成員等	役 割
行動組織	温暖化対策統括推進者	各部局総務課長・総務監	<ul style="list-style-type: none"> 部局内推進体制の統括 部局別重点取組目標の作成
	温暖化対策活動リーダー	本庁 課長等 出先 総務課長又は相当職	<ul style="list-style-type: none"> 職員等への周知・改善指導 実施状況の把握、点検
	各所属	職員	<ul style="list-style-type: none"> 行動内容の実践 自己点検 行動内容の改善

区 分		役 割
事務局	くらし・環境部 環境局環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 実績の取りまとめ 先進事例等情報収集・提供 プラン取組実績の公表 施設巡回の実施 省エネ法推進関係事務

(2) 推進体制系統図



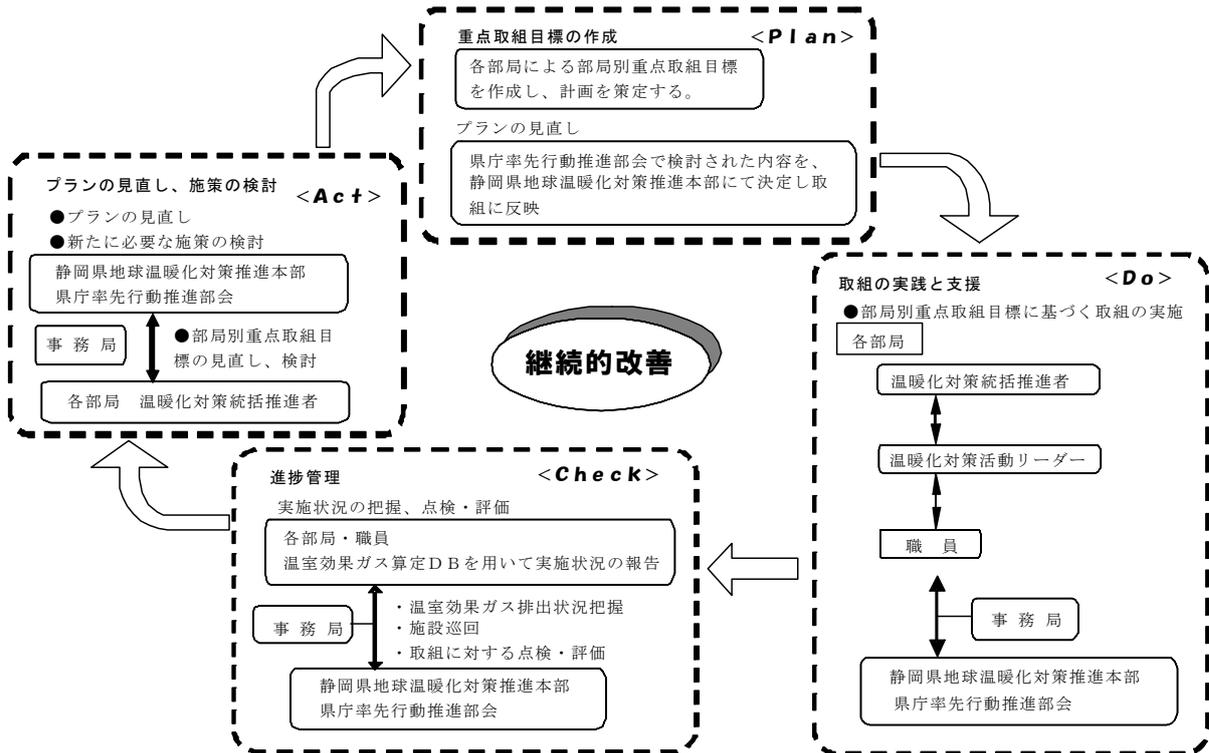
2 プランの推進方法及び公表

(1) 推進方法

本プランは、P D C Aサイクルの運用により推進し、継続的なプランの改善を図ります。

また、静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会（以下「部会」という。）は、各部局の推進体制と連携し、P D C Aサイクルの中心として活動します。

<推進フロー>



ア プランの策定（Plan）

部局別重点取組目標を作成し、重点取組に基づいた率先行動の目標を計画します。事務局は、その年の重点目標を策定、部会にて決定します。

前年に部会で検討された事項に関して、静岡県地球温暖化対策推進本部にて決定し、取組に反映させます。

イ 取組の実践と支援（Do）

(ア) 取組の実践

各部局は、本プランに基づき温暖化対策統括推進者等を配置し、部局別重点取組目標に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。また、各所属、施設担当者は、温室効果ガス算定データベースを用いてエネルギー使用量の報告を行います。（算定データベースが使用できない施設については、報告書を提出します。）

(イ) 取組に対する支援

事務局は、省エネ取組強化月間における啓発や、職員の率先行動の実践に資する情報を、各部局や職員へ積極的に提供するなどの支援を行います。

ウ 進捗管理 (Check)

(ア) 温室効果ガス排出量の把握

事務局は、各部局からのエネルギー使用量の報告に基づき温室効果ガス排出量を把握し、必要に応じて修正指示等を行います。

(イ) 取組状況等の把握

事務局は、施設巡回等を実施し、各部局の取組状況を確認します。また、職員を対象としたアンケート調査等により、職員の取組に対する意識を把握します。

(ウ) 部会における点検・評価

部会では、事務局が把握した温室効果ガス排出状況や取組状況を基に各部局の取組の点検・評価を行い、事務局から必要に応じ助言等を行います。

エ プランの見直し、施策の検討 (Act)

各部局は、部局別重点取組目標で示した計画の実績を取りまとめ、部会に報告します。

部会では、部局の報告書、点検・評価の結果、国における温暖化対策の情勢等に基づき、プランの見直しや、新たに必要な施策を検討します。

また、事務局は部局別重点取組目標の見直し等を検討し、各部局及び温暖化対策統括推進者に報告します。

(2) 公表

温室効果ガス排出状況（削減状況）や取組内容、その他関連指標等プランの進捗状況を毎年度1回、環境白書やホームページ等により公表します。

参考資料

1 基準年度における温室効果ガス排出状況

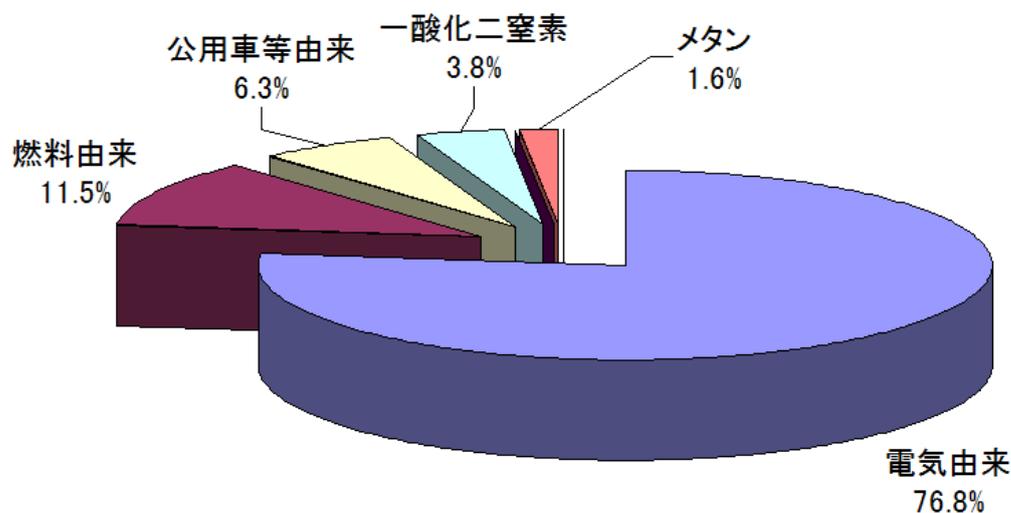
本プランの基準年度（2013（平成 25）年度）における温室効果ガス排出量は、182,677 t-CO₂となります。（2012（平成 24）年度電力排出係数 0.519kg-CO₂にて計算）

（1）温室効果ガスの種類別内訳

県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を種類別に分けると、94.6%を二酸化炭素が占めています。二酸化炭素については、さらに由来別に分類しています。

区 分	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	主な排出源
二酸化炭素	172,741	94.6	
電気由来	140,377	76.8	送水ポンプ稼動、照明、空調
燃料由来	20,856	11.5	空調
公用車等由来	11,508	6.3	公用車、船舶燃料
一酸化二窒素	6,898	3.8	公用車燃料、家畜排泄物等、肥料、下水処理
メタン	2,989	1.6	公用車燃料、家畜排泄物等、下水処理
H F C	42	0.0	カーエアコンからの自然漏えい
六ふっ化硫黄	7	0.0	大型変圧器からの自然漏えい
P F C	0	0.0	平成 25 年度現在使用実態なし
計	182,678	100.0	

●温室効果ガス排出量の種類別の構成比（グラフ）



(2) 事業部門別排出量

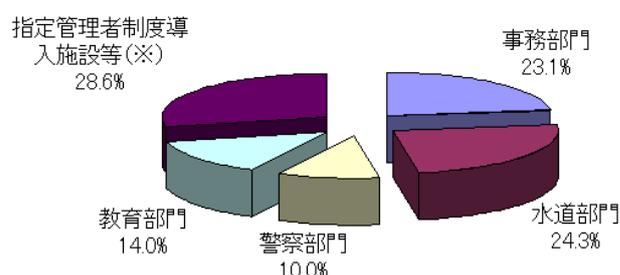
業務の性質により、次の5つに分類して表します。

- ・ 事務部門…一般的な県の事務事業を行っている部門
(知事部局、がんセンター局、議会事務局及び各種委員会事務局)
- ・ 水道部門…企業局
- ・ 警察部門…静岡県警察 (警察本部、各警察署等)
- ・ 教育部門…教育委員会 (県立高校、特別支援学校等)
- ・ 指定管理者制度導入施設等

○部門別排出量

部 門	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
事務部門	42,120	23.1
水道部門	44,451	24.3
警察部門	18,250	10.0
教育部門	25,523	14.0
指定管理者制度 導入施設等 (※)	52,334	28.6
計	182,678	100.0

●温室効果ガス排出量の部門別構成比(グラフ)



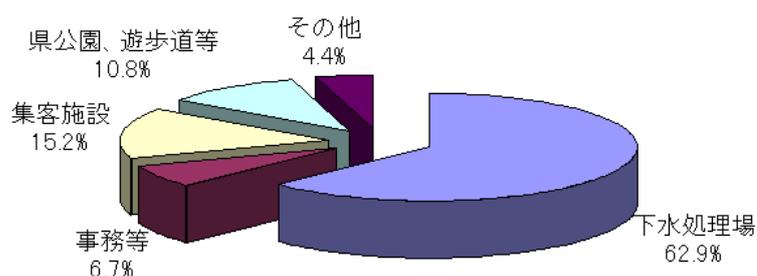
※ 指定管理者制度導入施設等

指定管理者制度を導入している施設のほか、防災無線局や大気測定局等の測定・観測機器等が該当します。

○指定管理者制度導入施設等の内訳

施設	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	備 考
下水処理場	32,906	62.9	県内4箇所の浄化センター
事務等	3,514	6.7	社会福祉会館、労政会館等
集客施設	7,961	15.2	劇場等(グランシップ、エコパ等)
県公園、遊歩道等	5,643	10.8	県立公園、運動関連施設、遊歩道等
その他	2,310	4.4	研修施設、保護施設、空港(周辺部)、測定・観測機器、倉庫等
計	52,334	100	

●指定管理者制度導入施設等の温室効果ガス排出量の構成比(グラフ)



2 しずおかエコオフィス実践プラン（2011（平成23）年度～2013（平成25）年度）

概要

計画期間	2011（平成23）年度から2013（平成25）年度（3年間）
対象範囲	県直営のすべての事務事業（教育委員会、警察等含む）
基準年度削減目標	<p>ア 温室効果ガス排出削減目標 2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量を、2009（平成21）年度比で5%削減する。</p> <p>イ その他の目標 ・焼却廃棄物排出量は、平成20年度比で平成25年度までに7%以上削減することを目標とする。 ・水、紙の使用量は、削減に努める。</p>
実績	<p>・県全体の2013（平成25）年度の温室効果ガス削減量は、2009（平成21）年度比9.8%削減（15,651t-CO₂削減）であり、目標値の5%削減を達成した。</p> <p>・達成要因としては、2011（平成23）年度から毎年、夏期は2010（平成22）年度比15%、冬期は5%の節電目標を掲げて全庁的に節電に取り組んだことがあげられる。</p>

3 県有施設への新エネルギー等の導入実績（2014（平成26）年11月20日現在）

（1）太陽光発電

年度	施設名	所在市町	規模
平成6～22年度	17施設	県内	191.6kW
平成23年度	環境衛生科学研究所	静岡市	10kW
	県営住宅上小嵐団地	熱海市	10kW
	県営住宅駒形団地	静岡市	10kW
	県営住宅田尻団地	焼津市	10kW
	県営住宅田尻団地集会所	焼津市	6.4kW
	県営住宅佐鳴湖団地集会所	浜松市	3kW
	浜松学園	浜松市	10kW
	小笠山総合運動公園	袋井市	10kW
平成24年度	県営住宅（6棟）	静岡市ほか	60kW
	静岡空港（石雲院展望デッキ）	牧之原市	7.5kW
	家畜保健衛生所（東部・西部）	函南町・浜松市	6kW
	裾野高等学校	裾野市	9kW
	富士宮北高等学校	富士宮市	9kW
	袋井高等学校	袋井市	9kW
平成25年度	県営住宅東部団地	静岡市	20kW
	ふじのくに千本松フォーラム	沼津市	10kW
	天竜高等学校	浜松市	20kW
計	40施設		411.5kW

(2) 風力発電

年 度	施 設 名	所在市町	規 模
平成8年度	マリパーク御前崎内「ぶんぶん」	御前崎市	300kW
平成15年度	御前崎港内「ウィンクル」	御前崎市	1,950kW
計	2施設		2,250kW

(3) バイオマスエネルギー

年 度	内 容
平成17年度～	天城放牧場の家畜排泄物や学校給食等の生ごみを原料としてメタンガスによる発電施設(30kW)を実証運転。平成25年度末に終了。
平成18年度～	県庁内食堂等から回収した廃食油を精製して製造したバイオディーゼル燃料(BDF)を公用車(マイクロバス)に使用
平成25年度	森林・林業研究センター(浜松市浜北区)へ、バイオマス(木質ペレット)熱利用設備を導入 ペレット使用量(見込):40m ³ /年 A重油削減量(見込):10,150L/年(原油換算:10,252L/年)

(4) 中小水力発電

年 度	内 容	所在市町	規 模
平成25年度	奥野ダム	伊東市	120kW
計	1施設		120kW

(5) 天然ガスコージェネレーション

年 度	施 設 名	所在市町	規 模
平成8～20年度	4施設		1,408kW

(6) 環境配慮車両

<26.4.1 現在の環境対応車の状況>

(単位:台)

導入年度	天然ガス車	ハイブリッド車・電気	低燃費・低排出車	計(A)	全台数(B) (A/B)%
9～22年度	2	35	493	530	
23年度		2(電気)	35	37	
24年度		2	109	111	
25年度			84	84	
計	2	39	721	762	1,201 (63.4%)

※ [低燃費・低排出車]平成16年度以前は、H12排ガス基準75%低減(★★★)かつH22燃費基準達成車(H12排ガス基準25%(★)又は50%(★★)低減かつH22燃費基準達成車でも可)。

平成17年以降は、H17排ガス基準50%低減(★★★)かつH22燃費基準達成車(通常の行政事務用の普通(小型)乗用車は、H17排ガス基準50%低減(★★★)かつH22燃費基準+5%達成車又はH17排ガス基準75%低減(★★★★)かつH22燃費基準達成車)。なお、バス、トラック、特種車両等は、低公害車の調達基準がないため環境対応車には含めません。

4 ゼロエネルギービル

(1) ゼロエネルギービルとは

「建築物・設備の省エネ性能の向上」、「再生可能エネルギーの活用」等により、年間でのエネルギー消費量が正味で「ゼロ」となる建築物のことをいいます。

(2) ゼロエネルギー化の手法

エネルギー消費量を減らす省エネ技術と太陽光発電による創エネルギー技術との組合せにより正味ゼロとします。

導入技術等	エネルギー消費量に対する割合
①従来の省エネ技術の導入によりエネルギー消費量を削減します。	32%
②新たな省エネ技術の導入によりさらにエネルギー消費量を削減します。	16%
③太陽光発電によりエネルギーを創出し、エネルギー量との相殺を図ります。	46%
④その他の工夫によりエネルギー消費量を削減します。	6%
計	100%

(3) モデル建築物である掛川特別支援学校に導入した主な技術

- ・太陽光発電設備 定格出力 150kW (売電 130kW、自家消費(蓄電池付)20kW)
- ・LED照明設備 657 台 (照明全体の 52%)
- ・OMソーラー 屋根で集熱した温風を床下へ送り、建物の蓄熱層となる基礎を温め、さらに室内へ送風します。
- ・ライトシェルフ 太陽光を底上部で反射させ、欄間から天井面を間接的に照らし室内を明るくします。
- ・Low-Eガラス 窓からの太陽熱の侵入を防ぎます。

5 電力の調達に係る環境配慮方針

温室効果ガスの排出削減について、契約の段階で環境負荷の低減を図るための考え方として、国では「環境配慮契約法基本方針」を定め、業務に関する諸契約について温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を示しています。

本県においては、平成 19 年度からの電力調達（県庁本・東・別館、西館）で、試行的に事業者の発電に係る二酸化炭素排出係数の上限 (0.602kg-CO₂/kwh) を入札資格条件に設定し、平成 20 年度分、21 年度分は、入札資格条件を 0.555 kg-CO₂/kwh として実施しました。

平成 22 年度からは、県庁本庁舎の電力調達において、平成 23 年度からは、原則すべての県有施設において「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき事業者選定を実施し、二酸化炭素排出係数等を考慮した電力調達を行っております。

○ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針のポイント

- (1) 全ての県有施設の電力調達入札に適用する。
- (2) 評価基準の配点表は、東京電力管内と中部電力管内に分けてそれぞれ作成する。評価基準については、競争入札を阻害しないことを考慮し、電気事業者の必要以上の裾きりを行わない範囲で県独自に決定する。
- (3) 入札参加資格として以下の5項目の環境評価項目及びR P S法の義務履行を条件とする（オは平成25年12月改正時に追加）。
 - ア 二酸化炭素排出係数
 - イ 未利用エネルギー活用状況
 - ウ 再生可能エネルギー導入状況
 - エ グリーン電力証書の本県への譲渡予定量を条件とする
 - オ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (4) 4項目の評価基準により評価点の合計点が70点以上を入札参加資格とする「裾切方式」を導入する。

○ 環境配慮契約法について

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(環境配慮契約法)

公布 平成19年5月23日

施行 平成19年11月22日

<目的>

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築。

⇒国や地方公共団体等の温室効果ガス等の排出削減

⇒持続可能な社会の構築

<対象となる契約>

- (1) 国、地方公共団体等の契約すべて
- (2) 国の基本方針（平成19年12月7日閣議決定、平成21年2月6日変更閣議決定）により具体的な契約配慮の考え方を示している契約類型
 - ア 電気の供給を受ける契約：入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札
 - イ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約：総合評価落札方式
 - ウ 省エネルギー改修事業（E S C O）に係る契約：総合評価落札方式
 - エ 建築物に関する契約：プロポーザル方式

<地方公共団体に対する規定：環境配慮契約の努力義務>

- (1) エネルギーの合理的かつ適切な使用⇒使用量の削減（第4条）
- (2) 環境配慮契約の推進⇒供給サイドへの働きかけ
- (3) 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第11条第1項）

6 グリーン購入の促進

県では、平成13年10月に、グリーン購入法(国などによる環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づき、地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定しました。

平成21年2月に国が特定調達品目を追加したことを受け、平成21年4月に基本方針を改定し、本県独自の配慮事項を含め、追加を行いました。以降、国の基本方針の改訂に従い、毎年、方針の見直しを行っています。

紙類のコピー用紙については総合評価方式を導入し、調達を行っています。

また、物品納入業者等に対して、次のような要請をしています。

- ・低公害車、低燃費車等による配送やアイドリングストップなどの徹底
- ・納入物品等の包装の簡素化
- ・納入物品等の包装材や容器等について、物品納入業者等による回収・再利用

環境物品等の調達推進の基本的考え方

- 環境物品等の調達に当っては、以下の要件を考慮する。
 - ・製造、流通及び使用において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・リサイクルされた素材や再利用された部品を多く使用していること。
 - ・長期使用、再利用、リサイクルが可能な構造であること。
 - ・廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- 事前に購入の必要性和適正量を十分検討し、購入総量を可能な限り抑制するとともに、環境物品等の計画的な購入に努めることとする。

7 ごみ削減作戦

循環型社会の構築及び温室効果ガスの排出削減に向け、県の事務事業において自ら率先して廃棄物の総量削減とリサイクルの推進に取り組むことにより、事業者、県民の主体的な取組を推進することを目的として、平成17年度から実施しています。

<取組内容>

3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

○分別徹底によるごみ削減とリサイクルの推進

庁内で統一した分別表示を掲示するなど、分別しやすい環境整備を行い、ごみ分別の徹底によるごみ削減を図っています。特に、リサイクル可能な雑紙類や廃プラスチック類の分別を徹底し、リサイクルを推進しています。

○職員一人ひとりのごみ削減に向けた意識の向上

全庁掲示板を活用した「ごみ0（ゼロ）通信」等による啓発を行っています。（分別の徹底、マイボトルやマイバッグなどのマイグッズ利用促進等）

○ごみ箱の撤去、専用ダストカートの設置

事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置することにより、ごみを安易に捨てる意識を変えることで、分別意識を強くしています。

○文書リサイクルシステムの導入

県庁内に高濃度溶解処理装置を設置し、機密文書の処理を自ら行い、再生材料として売却しています。

8 省エネ法の概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機として昭和 54 年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

主にエネルギーの使用状況の管理及び報告の義務付けを規定しており、平成 20 年 5 月には、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的として、同法の対象範囲の拡大が行われました。

○主な改正内容

対象	内 容
工場・事業場に係る対策	<ul style="list-style-type: none">・事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）でのエネルギー使用量（原油換算値）の把握及びエネルギー使用状況の届出（エネルギー使用量の合計が原油換算 1,500k1/年以上の場合）・フランチャイズチェーン事業者も特定連鎖化事業者として届出・特定事業者（特定連鎖化事業者）の指定・エネルギー管理統括者等の選任・事業者単位でのエネルギー管理の実施・中長期計画書・定期報告書の提出
住宅・建築物に係る対策	<ul style="list-style-type: none">・床面積 2,000 m²以上の建築物（第一種特定建築物）は新築・増改築及び大規模修繕の際に省エネ措置を届出・床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の建築物（第二種特定建築物）は新築・増改築の際に省エネ措置を届出・届出をした者は省エネ措置の維持保全状況を定期報告（第二種特定建築物のうち住宅を除く）・大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入

知事部局においては、「実践プラン」に基づき、全庁的な省エネルギー対策を推進します。推進にあたり、省エネ法に従い、次の者を選任しています。

【エネルギー管理統括者】 県全体のエネルギーの統括責任者（くらし・環境部長）

【エネルギー管理企画推進者】 エネルギー管理統括者を実務面で補助する者（平成 26 年度 環境政策課地球環境班長（事務局 環境政策課））

9 静岡県地球温暖化防止条例の概要

(1) 要旨

静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年 7 月 1 日施行）により、地球温暖化の防止について県、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策地域推進計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を定め、地球温暖化対策の推進を図ります。

(2) 概要

ア 目的（第 1 条）

県、事業者、県民及び観光旅行者等の参加と協働による取組を促進していくことにより、持続的な発展を実現し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与。

イ 責務（第 3 条～第 7 条）

県、事業者、県民の責務のほか、本県の観光客の多さを反映して、観光旅行者等に対する責務を規定。

ウ 地球温暖化対策地域推進計画（第 8 条～第 9 条）

地球温暖化対策地域推進計画の策定と計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を公表。

エ 事業活動等に係る地球温暖化対策（第 10 条～第 26 条）

部門別施策	施策の概要
1 事業活動に係る対策（産業・運輸部門） （第 10 条～第 14 条）	温室効果ガス排出削減計画書
2 自動車通勤等に係る対策（運輸部門） （第 15 条～第 19 条）	自動車通勤環境配慮計画書
3 機械器具に係る対策（家庭・運輸部門） （第 20 条～第 22 条）	省エネルギー性能情報の表示等
	新車に係る温室効果ガスの排出の量等の説明
4 建築物に係る対策（業務部門） （第 23 条～第 26 条）	建築物環境配慮計画書

オ 地球温暖化防止に関する啓発等（第 27 条～第 28 条）

- ・地球温暖化防止に関する理解の促進
- ・県民又は民間団体が行う活動の業績の公表及び表彰

カ その他

- ・報告や資料の追加提出（第 29 条）

条例の施行において必要な限度において、各計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ・勧告（第 30 条～第 31 条）

正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、提出等、又は提出等の内容の是正すべきことを勧告。勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わないときは、その内容等を公表。

参考 事業活動等に係る地球温暖化対策の詳細

体系別施策	施策	概要	対象者
1 事業活動に係る対策(産業・運輸部門)	温室効果ガス排出削減計画書の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の報告 ・温室効果ガスの排出削減目標、排出削減のための計画の作成・提出・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、エネルギー使用量が、原油換算で1,500k1/年以上の事業所 ・小売業・サービス業を主な業務とする24時間営業事業者(コンビニエンスストア等) ・県内において一定台数以上の自動車(トラック・バス100台、タクシー150台)を使用する運輸事業者 ・エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量が、温室効果ガスの種類ごとに年間3,000t-CO₂以上の事業所
2 自動車通勤等に係る対策(運輸部門)	自動車通勤環境配慮計画の作成等	通勤時に使用する自動車から排出される温室効果ガスの排出抑制に係る計画の作成・提出・公表	従業員の数が1,000人以上で従業員の6割以上がマイカー通勤をしている事業所
3 機械器具に係る対策(家庭・運輸部門)	省エネルギー性能情報の表示等	ラベル等による家電製品(エアコン等)の省エネ情報の店頭表示、説明	県内の家電製品販売事業者
	新車に係る温室効果ガス排出の量等の説明	自動車(新車)を購入しようとする者に対する当該自動車の環境情報の提供・説明	県内の自動車(新車)販売事業者
4 建築物に係る対策(業務部門)	建築物環境配慮計画書の作成等	新築、増改築を行う建築物の環境配慮のために講ずる措置等を定めた計画の作成・提出・公表	県内において、環境への負荷が相当程度大きい建築物(床面積2,000㎡以上の建築物)の新築及び増改築を行おうとする建築主

10 静岡県地球温暖化対策推進本部

(1) 目的

- ・静岡県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進

(2) 設置年月日 平成 21 年 1 月 19 日

(3) 所掌事務

- ・県内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の推進及び調整（「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の推進）。
- ・県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置（「しずおかエコオフィス実践プラン」の推進）。
- ・その他地球温暖化対策の推進について必要な事項に関すること。

(4) 組織

ア 構成員

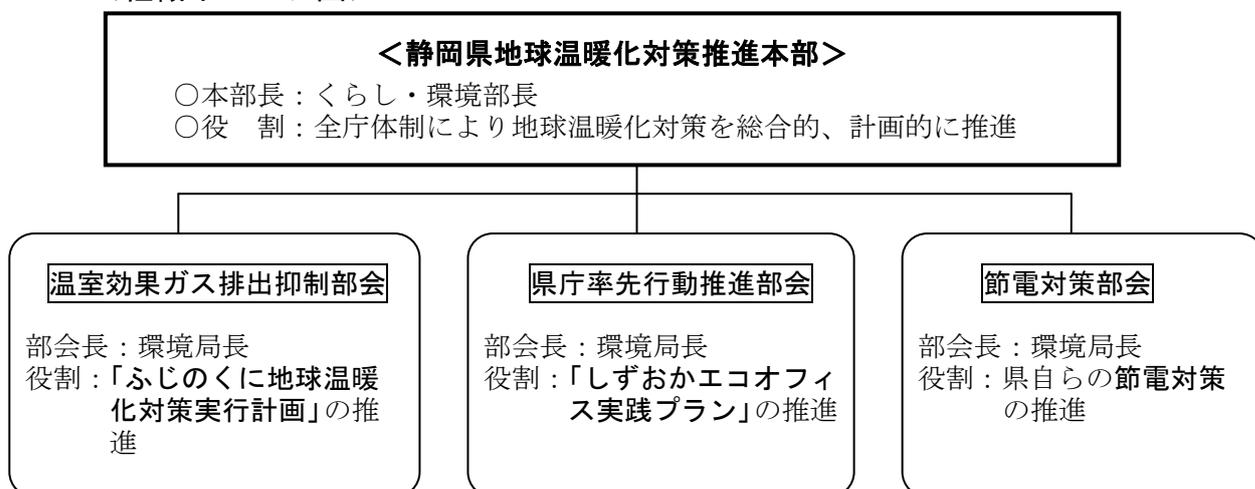
本部長：暮らし・環境部長

本部員（18 名）：経営管理部総務局長、企画広報部部長代理、暮らし・環境部部長代理、文化・観光部部長代理、健康福祉部部長代理、経済産業部部長代理、交通基盤部部長代理、危機管理監代理兼危機管理部部長代理、出納局次長、企業局次長、がんセンター局事務局長、議会事務局次長兼総務課長、教育委員会教育次長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局総務課長、労働委員会事務局総務課長、収用委員会審理調整課長、警察本部総務部長

イ 部会

- ・温室効果ガス排出抑制部会、県庁率先行動推進部会、節電対策部会の 3 部会を設置
- ・推進本部の所掌事務について、具体的検討を実施
- ・部会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設けることが可能

<組織イメージ図>



ウ 静岡県地球温暖化対策推進本部 県庁率先行動推進部会員名簿

区 分	部局名	職 名
部会長	くらし・環境部	環境局長
部会員	経営管理部	総務課長、管財課長、営繕企画課長、設備課長
	企画広報部	総務課長
	くらし・環境部	総務監、環境政策課長、廃棄物リサイクル課長
	文化・観光部	総務企画課長
	健康福祉部	総務監
	経済産業部	総務監
	交通基盤部	総務監
	危機管理部	総務課長
	出納局	会計管理課長、用度課長
	企業局	経営課長
	がんセンター局	がんセンター事務局総務課長
	県議会事務局	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
	監査委員事務局	総務課長
	労働委員会事務局	総務課長
	収用委員会事務局	審理調整課長
	教育委員会	教育総務課長
警察本部	会計課長	

(5) 開催実績

年月日	内容
2014（平成26）年2月	第1回静岡県地球温暖化対策推進本部
4月	第1回県庁率先行動推進部会・節電対策部会 担当者会議
5月	第1回県庁率先行動推進部会・節電対策部会
2015（平成27）年1月	県庁率先行動推進部会（メール照会）
1月	第2回県庁率先行動推進部会



静岡県 暮らし・環境部 環境局 環境政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL : 054-221-2208・3781
FAX : 054-221-2940
E-Mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp